相続・贈与・事業承継が専門です！

dvanced
SSET
dvisors'

資産税NEWS

平成24年11月1日
No.080

Q 年末が近づく中、今からでも節税できることはないでしょうか。個人事業者です。

A 小規模企業共済、倒産防止共済は加入済みですか？

節税策はそれぞれの状況で異なってきますが、一般的な方法として、小規模企業共済や倒産防止共済（現　経営セーフティ共済）は加入されてますか？

両方とも国が母体の独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が運営しています。

【小規模企業共済】

・個人事業者、法人役員の退職金の積み立て共済です。

・掛金は全額所得控除の対象（最大年84万まで全額経費にできる）

　月1,000円～7万円まで。増減額も可能。12月に1年分をまとめて支払える。

・加入できる人

　従業員が、20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主と会社の役員。

　不動産が事業規模の場合（5棟10室以上）のみ加入可能。

　サラリーマンで不動産経営者は対象外。

・受取方法

　法人役員退職、個人事業廃止、相続の場合には解約金を手にする。

　その際は退職金として税優遇あり。

　任意解約は一時所得として課税。

・ポイント

　加入6ヶ月以内（任意解約は1年以内）の任意解約は掛け捨て

　20年以内の任意解約は掛金合計80%～120%の受取

　任意解約も実質は損ではない。それまでに所得税・住民税の節税になっているから。

【倒産防止共済（経営セーフティ共済）】

・全額経費にしながら積み立て、取引先が倒産した場合には積立金を原資に貸付を受けることができる。

（積立金の最大10倍まで貸し付けが受けられる）

・月5,000円～最大20万までの掛け金。積立総額は800万まで。

　解約時期は自由、解約時点で収益となる。40か月経過後返戻率100%

・個人事業の不動産所得は対象外。法人の不動産管理会社は可能。

〈徳田　敏彦〉

Q 見ず知らずの相続人がいる事がわかった場合どうすればいいですか？

A 本人を特定して、遺産分割する必要があります。

被相続人が亡くなられて相続が発生。相続手続きで必要な戸籍を収集していたら見ず知らずの相続人がいる事が判明した。こういった事は意外とよくあるケースです。このような場合どのようにすればいいのでしょうか？

いくら見ず知らずの人とはいえ、その相続人を無視して手続きを進める事はできません。なぜなら相続人には誰しも「相続する権利」があるからです。
また、銀行で相続財産を払い戻してもらう際や、不動産の名義変更を行う場合、相続人全員の意思確認が必要となるからです。

とは言え、戸籍収集をしていて突如判明した相続人ですから、今どこで何をしている人なのかもわかりません。確かに戸籍をたどっていけば現在どこに本籍地を置いているのかはわかりますが、戸籍には現住所の記載はなく連絡をとる術がありません。
（※本籍地と現住所が同一の方もいますが常に同一とは限りません。）

そのような場合「戸籍の附票」を利用します。
戸籍の附票とは戸籍と一緒に本籍地の役所に保管されている書類です。
その戸籍が作られてから対象者の住所の移り変わりが記録されているものです。
附票は対象者の住民票が移動するたびに、転入先の役所から本籍地の役所に住所が変更された旨の通知がなされ、その都度追記されていきます。

ただし戸籍の附票に常に現住所が記載されているとは限りません。
あくまで「住民票が移動した」際に記録されていくものなので、引っ越しをしても住民票を移動していなければ戸籍の附票には記録されず現住所を特定できません。
それでも居場所を確かめようと思えばまず確認すべきものになるでしょう。

こうしてなんとかに相続人の特定が完了し、次は遺産分割の話に移ります。
ただし、見ず知らずの相続人とスムーズに遺産分割の話ができるでしょうか？
仲の良い兄弟でさえ争いになってしまう事が少なくないのに・・・。

被相続人は相続人の存在を把握しているはずです。
争いを避ける為にもやはり遺言書、生前贈与などで
財産の整理を事前に行うことが大事になるでしょう。

〈資産税部　牧本亮介〉

営業マン向け勉強会の開催！

税務知識を営業に活かす！

最新で正しい税務知識を営業に活かしませんか？

★ 四半期（1, 5, 8, 11月）開催

★ 参加費用 2，000円／回
（各回毎のお申込となります。）

★ 税理士による講義形式です。

特 徴

★ 「ティーダの会」は、税金を切り口に、様々な手法、タイムリーな情報提供を行い、皆様方のビジネスチャンスを広げることを目的としています。

★ 参加資格に業種制限はありません。
（保険代理店・不動産・建築関係・金融機関・FP・士業etc）

＜ 今回（第23回）のご案内 ＞

日　時	平成24年11月15日（ 木 ） 13:30 ～15:00（開場・受付開始13:00～） ※完全予約制です。
開催場所	京都税理士法人　京都本社　3階　研修室 〒601－8328　京都市南区吉祥院九条町30番地1　江後経営ﾋﾞﾙ （JR西大路駅から徒歩5分、市バス202系統で西大路九条下車すぐ）
テーマ	事例で学ぶ　会社の相続　～事業承継の落とし穴と対策～
内　容	・会社への貸付金を放置しておくリスクとその減らし方 ・自社株は相続後買い取るのがベスト？ ・種類株式を使う株価引下げ対策とは？ ・法人へ借地権を移転させる？ ・私募債をどう利用するか？
参加費用	2，000円（税込）　※ 当日受付時のお支払となります。
お問合せ先	京都税理士法人　京都本社　（担当：徳田・牧本） <TEL>075－693－6363　<受付時間>10:00－17:00（土日祝除く）

※ お申込は先着順とさせていただきます。ご了承下さい。 ※ 受付次第、後日「受講票」（地図付）をお送りさせていただきます。

■ お問い合わせ ■

京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町30番地1　江後経営ビル
TEL：075-693-6363　FAX：075-693-6565
URL：http://www.ego.co.jp